令和８年第３回上富田町議会臨時会会議録

（第１日）

○開会期日　　令和８年８月１０日午前８時５７分

○会議の場所　　**上富田町議会議事堂**

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（１２名）

１番	山　本　　賢	２番	榎　本　修　士
３番	井　渓　港　斗	４番	正　垣　耕　平
５番	栗　田　八　郎	６番	平　田　美　穂
７番	家根谷　美智子	８番	中　井　照　恵
９番	吉　本　和　広	１０番	谷　端　　清
１１番	松　井　孝　恵	１２番	樫　木　正　行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	笠　松　昭　宏	主　　幹	山　根　　愛

○地方自治法第１２１条による出席者は次のとおり

町　　長	奥　田　　誠	副　町　長	山　本　敏　章
教　育　長	泉　　利　明	会計管理者（会計課長）	樫　山　裕　子
総務課長	十　河　貴　子	総務課副課長	目　良　大　敏
総務課副課長	田　中　　剛	振興課長	芝　　健　治
振興課副課長	山　根　康　生	税務課長	三　浦　　誠
税務課副課長	角　前　由紀子	住民課長	笠　松　由　希
住民課副課長	木　村　弘　行	福祉課長	木　村　陽　子
福祉課副課長	小　倉　一　仁	福祉課副課長	出　羽　正　典
長寿課長	吉　田　忠　弘	長寿課副課長	稲　本　隆　志

建設課長	谷本和久	建設課副課長	樫本貴寿
上下水道課長	谷本　誠	上下水道課副課長	陸平将史
教育委員会事務局長	瀬田和哉	教育委員会事務局副局長	平岩　晃
教育委員会事務局学校給食センター所長	芦口正史		

○本日の会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名について

日程第　２　会期の決定について

日程第　３　議案第４５号　令和８年度上富田町一般会計補正予算（第２号）

日程第　４　議案第４６号　物品購入変更契約の締結について（令和７年度　第１号非常備消防事業　小型動力ポンプ付水槽車購入）

日程第　５　議案第４７号　工事請負契約の締結について　追認（令和８年度　スポーツＤＸソリューション導入委託業務）

日程第　６　議案第４８号　財産の取得について　追認（令和４年度　庁舎管理事業　電話交換機購入）

日程第　７　議案第４９号　財産の取得について　追認（令和５年度　ＬＧＷＡＮファイルサーバ更改の賃貸借）

日程第　８　議案第５０号　財産の取得について　追認（令和５年度　庁内ネットワーク無線化業務賃貸借）

日程第　９　議案第５１号　財産の取得について　追認（令和５年度　ノートパソコン賃貸借）

日程第１０　議案第５２号　財産の取得について　追認（令和７年度　第２号　電算管理事業　基幹系パソコン賃貸借）

日程第１１　議案第５３号　財産の取得について　追認（令和７年度　第４号　電算管理事業　ネットワーク機器賃貸借）

日程第１２　議案第５４号　財産の取得について　追認（令和７年度　Ｗｉｎｄｏｗｓ１１パソコン賃貸借）

日程第１３　議案第５５号　財産の取得について　追認（令和５年度　スポーツ施設ＬＥＤ化等賃貸借）

日程第１４　議案第５６号　財産の取得について　追認（令和５年度　スポーツ施設ＬＥＤ化等賃貸借の変更）

日程第１５　議案第５７号　財産の取得について　追認（令和６年度　住基ネット機器更改賃貸借）

日程第１６　議案第５８号　財産の取得について　追認（令和３年度　小学校屋内運動場照明設備賃貸借）

日程第１７　議案第５９号　財産の取得について　追認（令和５年度　上富田中学校校務用パソコン等更新業務賃貸借）

日程第１８　議案第６０号　財産の取得について　追認（令和６年度　上富田町立小学校校務用パソコン等賃貸借）

日程第１９　議案第６１号　財産の取得について　追認（令和６年度　教科改訂に伴う小学校教科書指導用図書購入）

△開　　会　　午前８時５７分

○議長（正垣耕平）

皆さん、おはようございます。

令和８年第３回臨時会を開催するに当たり、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年第３回上富田町議会臨時会を開会します。

日程に入るに先立ちまして、５月から１０月末までをクールビズ期間として、会議でのノーネクタイ、また町のポロシャツの着用も許可しております。本臨時会においても実施させていただきますので、ご理解をお願いいたします。なお、議長判断により、上着を取ることを許可しております。本日は上着を取っていただいても結構かと思います。当局の方も上着を取っていただいて結構です。

では、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

また、地方自治法第１２１条の規定により出席要求した本臨時会の説明員についても、お手元に配付してございます。

△日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（正垣耕平）

日程第１　会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、議長において７番、家根谷美智子議員、８番、中井照恵議員を指名します。

△日程第２　会期の決定について

○議長（正垣耕平）

日程第２　会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、会期は１日間に決しました。

まず、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

奥田町長。

○町長（奥田　誠）

皆さん、おはようございます。

本日ここに令和８年第３回上富田町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

初めに、このたびの令和８年熊本地震により犠牲となられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様に対し謹んで哀悼の意を表します。また、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。余震が続く上に猛暑も重なり、避難生活を余儀なくされるなど予断を許さない状況が続いております。被災された方々の安全と被災地の早期復旧・復興を強く願うとともに、今、このときも救助、支援にご尽力されている全ての関係者の皆様に深く敬意を表します。

さて、本臨時会に提出し、ご審議をお願いいたします議案につきましては、令和８年度上富田町一般会計補正予算１件、物品購入変更契約の締結について１件、契約の締結について追認を求めるもの１件、財産の取得について追認を求めるもの１４件の合計１７件であります。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第４５号、令和８年度上富田町一般会計補正予算（第２号）につきましては、財産の取得について追認を求める議案のうち複数年にわたる賃貸借契約に係るものにつきまして、令和９年度以降の契約期間に係る債務負担行為を設定するため、補正予算として提出するものでございます。

次に、議案第４６号、物品購入変更契約の締結について（令和７年度　第１号　非常備消防事業　小型動力ポンプ付水槽車購入）につきましては、同車両がエコカー減税の対象となり重量税が減額されたため契約金額を変更する必要が生じたことから、変更契約の締結について議案を提出するものでございます。

次に、議案第４７号、工事請負契約の締結について　追認（令和８年度　スポーツＤＸソリューション導入委託業務）につきましては、本年６月５日に本業務の委託契約を締結しております。しかしながら、前回の定例会において同契約は議決を要するのではないかとの一般質問をいただいたことを契機に、改めて精査を行いました。

その結果、本契約は上富田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条に規定する予定価格５，０００万円以上の工事または製造の請負に該当

し、本来であれば議会の議決に付すべき契約であったことが判明いたしました。このため、手続に不備のあった本契約について、議会の追認の議決をいただくことで過去に遡って法的に有効なものといたしたく、地方自治法第９６条第１項第５号の規定に基づき、改めて議会の議決をお願い申し上げるものでございます。

続く、議案第４８号、財産の取得について　追認（令和４年度　庁舎管理事業　電話交換機購入）から議案第６１号、財産の取得について　追認（令和６年度　教科改訂に伴う小学校教科書指導用図書購入）までの１４件につきましては、今回の件を受けて過去の事案について確認を行う中で、議決に付すべき財産の取得であったことが判明した追認議案でございます。

いずれも議会の議決を経るべき財産の取得に該当するものでございましたが、その認識に欠けていたなどの理由により、議会の議決を経ずに契約の締結が行われたものでございます。このため、この手続に不備のあった財産の取得に係る契約の締結について議会に追認の議決をいただくことで、過去に遡って法的に有効なものといたしたく、地方自治法第９６条第１項第８号の規定に基づき、改めて議会の議決をお願い申し上げるものでございます。

本来、法令に基づき適正に行政運営を行うべきところ、こうした事態を招きましたことに対して町民の皆様並びに議員の皆様に深くおわびを申し上げます。今後、二度と同様の事態を繰り返すことのないよう、全庁を挙げて再発防止に全力で取り組んでまいる所存でございます。何とぞご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

△日程第３　議案第４５号～日程第１９　議案第６１号

○議長（正垣耕平）

これより、日程第３　議案第４５号、令和８年度上富田町一般会計補正予算（第２号）から日程第１９　議案第６１号、財産の取得について　追認（令和６年度　教科改訂に伴う小学校教科書指導用図書購入）までの１７件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

目良総務課副課長。

○総務課副課長（目良大敏）

おはようございます。

私からは、議案第４５号についてご説明いたします。

それでは、１ページをお願いいたします。

議案第４５号、令和８年度上富田町一般会計補正予算（第２号）。

令和８年度上富田町の一般会計計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為。

第１条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

２ページをお願いいたします。

「第１表　債務負担行為」。

令和５年度ＬＧＷＡＮファイルサーバ更改の賃貸借では、期間は令和９年度から令和１０年度まで、限度額を６５８万８，０００円と定めております。令和５年度庁内ネットワーク無線化業務賃貸借、期間は令和９年度から令和１０年度、限度額を６０５万円、令和５年度ノートパソコン賃貸借、期間は令和９年度から令和１０年度、限度額を７５９万８，０００円、令和７年度基幹系パソコン賃貸借、期間は令和９年度から令和１２年度、限度額を２，１２０万６，０００円、令和７年度ネットワーク機器賃貸借、期間は令和９年度から令和１２年度、限度額を３８２万１，０００円、令和７年度Ｗｉｎｄｏｗｓ１１パソコン賃貸借、期間は令和９年度から令和１２年度、限度額を５０６万６，０００円、令和６年度住基ネット機器更改賃貸借、期間は令和９年度から令和１１年度、限度額を１，００９万８，０００円、令和５年度上富田中学校校務用パソコン等更新業務賃貸借、期間は令和９年度から令和１０年度、限度額を５４７万１，０００円、令和６年度上富田町立小学校校務用パソコン等賃貸借、期間は令和９年度から令和１１年度、限度額を２，９７２万２，０００円と定めております。

これらの賃貸借契約につきましては、物品を借り入れる契約として上富田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第２条により長期継続契約を適用しておりましたが、今回、譲渡を前提とする賃貸借については売買取引に準じることとしたことから、令和９年度以降の賃貸借期間について債務負担行為の設定をするものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（正垣耕平）

田中総務課副課長。

○総務課副課長（田中　剛）

よろしくお願いします。

議案第４６号について説明させていただきます。

３ページをご覧ください。

議案第４６号、物品購入変更契約の締結について。

物品購入変更契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項第８号及び議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和７年度　第１号　非常備消防事業　小型動力ポンプ付水槽車購入。

２、契約金額。変更前、一金３，３５６万４，１９０円。変更後、一金３，３５４万９，７９０円。一金１万４，４００円の減です。

３、契約の相手方は、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来１４０７番地の４、和歌山日野自動車株式会社田辺支店、支店長田中勝則。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございますが、車両がエコカー減税の対象となり、重量税が契約時より減額されたためでございます。

次の４ページに参考資料として物品購入変更仮契約書の写しを添付しております。第３条で、上富田町議会の議決をもって成立すると規定しております。

変更契約の概要でございます。

５ページをご覧ください。

物品購入変更契約の概要。

変更の内容。小型動力ポンプ付水槽車１台購入に係る契約金額を変更する。

変更の理由。契約時点では、車両のモデルチェンジ直後でエコカー減税の適否が不明であったため、減税対象外として算定していましたが、その後、減税対象になることが確認されましたので、自動車重量税が５万７，４００円から４万３，０００円、マイナス１万４，４００円に減額となりました。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（正垣耕平）

芝振興課長。

○振興課長（芝　健治）

それでは、よろしくお願いいたします。

私からは、議案第４７号についてご説明をいたします。

６ページをお願いいたします。

議案第４７号、工事請負契約の締結について（追認）。

下記のとおり工事請負契約を締結したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。スポーツＤＸソリューション導入委託業務。

２、契約の方法。随意契約。

３、契約金額。一金２億４，２００万円。

４、契約の相手方。令和８年度、ＮＴＴSportict・ＮＴＴ西日本上富田町スポーツＤＸソリューション導入コンソーシアム。（代表者）大阪府大阪市都島区東野田町４丁目１５番８２号ＮＴＴ西日本Quint BRIDGE３階、株式会社ＮＴＴSportict、代表取締役社長中村正敏。（構成員）和歌山県和歌山市一番丁５番地、ＮＴＴ西日本株式会社和歌山支店、和歌山支店長岩元豊明。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるために、本案を提出するものであります。

契約内容についてご説明をいたします。

本契約は、上富田町のスポーツ観光を核としたまちづくりを具体化するための戦略的基盤整備事業の一環として、スポーツＤＸソリューション導入業務を一括して委託するものです。

委託業務の内容は、ＡＩカメラと連携するデジタルスコアボードシステムの開発、設置及び運用ルールやマニュアルの整備、マネタイズモデルの構築等でございます。このうちデジタルスコアボードの設置については工事請負費相当の内容を含みますので、今回、改めて追認の議決を求めるものでございます。

次のページからは参考資料として契約書の写しを添付しておりますので、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

随意契約の理由についてご説明をいたします。

本契約の方法は随意契約といたしましたのは、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に規定するその性質または目的が競争入札に適しないものに該当すると判断したためでございます。その理由を申し上げます。

本件スコアボードの開発に当たっては、本町が令和７年度に整備し保有するＡＩカメラ及びその関連技術を活用するものでございます。契約相手のコンソーシアムを構成するＮＴＴSportict社は、当該ＡＩカメラの国内総代理店であり、製品の技術仕様等に関する詳細な情報を独占的に保有しております。このため、同社以外の事業者においては当該ＡＩカメラの技術仕様を理解した上でスコアボードを開発することが技術的に不可能であり、仮に競争入札に付したとしても同社以外の者では契約の目的を達成することができません。また、ＮＴＴ西日本は本契約の工事に必要となる電気通信工事及び土木

工事の資格を有しており、両者で円滑なグループ連携やプロジェクト管理が可能なことから、コンソーシアムを形成し対応するものでございます。

以上の点から、本件は競争入札になじまない性質のものであると判断し、コンソーシアムとの随意契約によることが適当であると考えております。

以上、何とぞご承認賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（正垣耕平）

目良総務課副課長。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第４８号から議案第５４号までご説明いたします。

それでは、１５ページをお願いいたします。

議案第４８号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和４年度　庁舎管理事業　電話交換機購入。

２、契約の方法。指名競争入札による契約。

３、契約金額。一金３０６万７，９００円。

４、契約の相手方。和歌山市南出島８０番地、中央通信機器株式会社、代表取締役山本將人。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出する。

この契約につきましては、電話機器の更新、電話機１２５台ほかを購入するもので、指名競争入札により落札者を決定しており、契約日は令和４年１２月１３日でございます。

議決の要否につきまして、予定価格が７００万円以上かどうかで判断すべきところ、契約額３０６万７，９００円をもって議決不要と判断してしまったことによるもので、今回、追認の議決を求めるものでございます。

次のページからは参考資料として契約書の写しを添付しておりますので、こちらにつきましてはお目通しいただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第４９号についてご説明いたします。

１９ページをお願いいたします。

議案第４９号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和５年度　ＬＧＷＡＮファイルサーバ更改の賃貸借。

２、契約の方法。随意契約。

３、契約金額。一金２，０８０万３，２００円（月額３４万６，７２０円）。

４、契約の相手方。大阪府大阪市中央区城見２丁目２番５３号、ＦＬＣＳ株式会社関西支店、支店長豊田彰久。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出する。

この契約につきましては、ＬＧＷＡＮ系のファイルサーバーの更新やグループウエアの切替えなどを行うもので、業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ所期の契約目的を達成することができない場合に該当することから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号を適用し随意契約としており、契約日は令和５年６月２０日でございます。

次のページからは、参考資料として契約書の写しを添付しております。

第５条において、賃貸借期間を令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日までとし、令和１０年１１月１日以降については町に無償譲渡するものと定めております。本物件は賃貸借期間終了後に無償譲渡により取得予定であるため、追認の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第５０号についてご説明いたします。

２４ページをお願いいたします。

議案第５０号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和５年度　庁内ネットワーク無線化業務賃貸借。

２、契約の方法。指名競争入札による契約。

３、契約金額。一金１，８１５万円（月額３０万２，５００円）。

４、契約の相手方。大阪市福島区福島７丁目２０番１号、三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社関西支店、支店長田中慎也。和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬２２２６番地の９、株式会社アステムソリューション、代表取締役秋月伸尚。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出する。

この契約につきましては、ＬＧＷＡＮ用無線ＬＡＮアクセスポイント４９台、公衆無線ＬＡＮ用アクセスポイント２９台ほかを賃貸借するもので、指名競争入札により落札者を決定しており、契約日は令和５年８月１日でございます。

次のページからは、参考資料として契約書の写しを添付しております。

賃貸借期間を令和５年１２月１日から令和１０年１１月３０日までとしており、第１９条におきまして、契約期間満了後、無償で町に譲渡するものと定めております。本物件は賃貸借期間終了後、無償譲渡により取得予定であるため、追認の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第５１号をお願いいたします。

２９ページでございます。

議案第５１号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和５年度　ノートパソコン賃貸借。

２、契約の方法。指名競争入札による契約。

３、契約金額。一金２，１７０万７，４００円（月額３６万１，７９０円）。

４、契約の相手方。大阪市福島区福島７丁目２０番１号、三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社関西支店、支店長田中慎也。和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬２２２６番地の９、株式会社アステムソリューション、代表取締役秋月伸尚。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出する。

この契約につきましてはノートパソコン１３０台を賃貸借するもので、指名競争入札により落札者を決定しており、契約日は令和５年８月１日でございます。

次のページからは、参考資料として契約書の写しを添付しております。賃貸借期間を令和６年１月１日から令和１０年１２月３１日までとしており、第１９条において、契約期間満了後、町に無償で譲渡するものと定めております。本物件は賃貸借期間終了後に無償譲渡により取得予定であるため、追認の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第５２号をお願いいたします。

３４ページをお願いいたします。

議案第５２号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和７年度　第２号　電算管理事業　基幹系パソコン賃貸借。

２、契約の方法。指名競争入札による契約。

３、契約金額。一金３，０２９万４，０００円（月額５０万４，９００円）。

４、契約の相手方。和歌山県海南市且来８４０番地、アイレス電子工業株式会社、代表取締役辻正吾。東京都千代田区丸の内３丁目４番１号、株式会社ＪＥＣＣ、営業統括本部長飯倉義一。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出する。

この契約につきましては、基幹系に係るデスクトップパソコン８０台、ノートパソコン１０台及び液晶ディスプレー８５台ほかを賃貸借するもので、指名競争入札により落札者を決定しており、契約日は令和７年６月１９日でございます。

次のページからは、参考資料として契約書の写しを添付しております。

賃貸借期間を令和７年１０月１日から令和１２年９月３０日までとしており、第１４条において、契約期間満了または解除・解約により終了したときは町に無償で譲渡するものと定めております。本物件は賃貸借期間終了後、無償譲渡により取得予定であるため追認の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第５３号をお願いいたします。

４０ページをお願いいたします。

議案第５３号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和７年度　第４号　電算管理事業　ネットワーク機器賃貸借。

２、契約の方法。指名競争入札による契約。

３、契約金額。一金５４５万８，２００円（月額９万９７０円）。

４、契約の相手方。大阪市福島区福島７丁目２０番１号、三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社関西支店、支店長田中智也。和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬

２２２６番地の９、株式会社アステムソリューション、代表取締役秋月伸尚。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出する。

この契約につきましては、ＬＢＯ機器、ＬＧＷＡＮ環境においてインターネットとの通信を一部許可するために必要な機器でございます。こちらを賃貸借するもので、指名競争入札により落札者を決定しており、契約日は令和７年６月１３日でございます。

次のページからは、参考資料として契約書の写しを添付しております。

賃貸借期間を令和７年１０月１日から令和１２年９月３０日までとしており、第１９条において、契約期間満了後、町に無償で譲渡するものと定めております。本物件は賃貸借期間終了後、無償譲渡により取得予定であり、予定価格が１，１９９万９，９００円であったため、追認の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第５４号についてご説明いたします。

４８ページをお願いいたします。

議案第５４号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和７年度　Ｗｉｎｄｏｗｓ１１パソコン賃貸借。

２、契約の方法。指名競争入札による契約。

３、契約金額。一金７２３万６，９００円（月額１２万６１５円）。

４、契約の相手方。大阪市福島区福島７丁目２０番１号、三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社関西支店、支店長田中智也。和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬２２２６番地の９、株式会社アステムソリューション、代表取締役秋月伸尚。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出する。

この契約につきましては、保育所や公民館等で使用するデスクトップパソコン２３台、ノートパソコン１６台ほかを賃貸借するもので、指名競争入札により落札者を決定しており、契約日は令和７年８月２２日でございます。

次のページからは、参考資料として契約書の写しを添付しております。

賃貸借期間を令和７年１０月１日から令和１２年９月３０日までとしており、第１９

条において、契約期間満了後、町に無償で譲渡するものと定めております。本物件は賃貸借期間終了後に無償譲渡により取得予定であるため、追認の議決を求めるものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（正垣耕平）

芝振興課長。

○振興課長（芝　健治）

私からは、議案第５５号及び第５６号についてご説明いたします。

５３ページをお願いいたします。

議案第５５号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和５年度　スポーツ施設ＬＥＤ化等賃貸借。

２、契約の方法。随意契約。

３、契約金額。一金４，２９０万円（月額３５万７，５００円）。

４、契約の相手方。東京都港区芝浦１丁目２番３号、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社、代表取締役西野敏哉。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出するものであります。

この契約は、上富田スポーツセンター多目的グラウンドＡ、上富田スポーツセンターテニスコート１番コート・２番コート、市ノ瀬若もの広場及び市ノ瀬体育館等スポーツ施設について、ＬＥＤ照明設備を導入するため賃貸借を行ったものでございます。

契約の方法につきましては、本契約は価格のみならず、長期的な省エネルギー効果、技術力、提案内容及び保守メンテナンス体制等を総合的に評価する必要があったことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号を適用し随意契約によることとし、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案を行った事業者を契約の相手方として選定したもので、令和５年８月３０日に契約を締結してございます。

次のページ以降に、参考資料として契約書の写しを添付しております。

賃貸借期間を令和６年３月１日から令和１６年２月２８日までとしております。

また、第１０条において、物件の所有権は賃貸借料等の支払い完済をもって町に移転

するものと定めております。本物件は賃貸借期間終了後に無償譲渡により取得予定であるため、追認の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第５６号についてご説明いたします。

５９ページをお願いいたします。

議案第５６号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和５年度　スポーツ施設ＬＥＤ化等賃貸借。

２、契約金額。変更前、一金４，２９０万円（月額３５万７，５００円）。変更後、一金６，９５２万５，５００円（月額６４万７５０円）。一金２，６６２万５，５００円増。

３、契約の相手方。東京都港区芝浦１丁目２番３号、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社、代表取締役濵野敬一。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、令和５年８月３０日契約に係る令和５年度スポーツ施設ＬＥＤ化等賃貸借について、変更契約を締結するに当たり議会の議決を求めるため、本案を提出するものであります。

この契約につきましては、議案第５５号の契約において、さらに施設の追加分として上富田スポーツセンター野球場用投光器、外周防犯灯、上富田スポーツセンターテニスコート３番コート・４番コートに係るものです。

なお、変更契約日は令和８年２月１７日でございます。

次のページからは、参考資料として契約書の写しを添付しております。

賃貸借期間につきましては、当初は令和６年３月１日から令和１６年２月２８日までの１２０か月としておりましたが、令和５年１２月２９日付の賃貸借期間変更契約により令和６年１月１日から令和１５年１２月３１日までと期間変更しましたので、追加分につきましても令和８年３月１日から９４か月分となり、終期は令和１５年１２月３１日までとなります。

なお、この間、契約の相手方の代表者が変更しています。

本物件は賃貸借期間終了である令和１５年１２月３１日に無償譲渡により取得予定であるため、追認の議決を求めるものでございます。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（正垣耕平）

笠松住民課長。

○住民課長（笠松由希）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第５７号につきまして説明させていただきます。

６３ページをお願いいたします。

議案第５７号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和６年度　住基ネット機器更改賃貸借。

２、契約の方法。随意契約。

３、契約金額。一金１，６８３万円（月額２８万５００円）。

４、契約の相手方。大阪府貝塚市脇浜４丁目２番２２号、株式会社南大阪電子計算センター、代表取締役盛田義次。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出するものでございます。

この契約につきまして、住民基本台帳ネットワークシステムの安定運営のためには老朽化する機器の定期的な更改が不可欠です。機器の不具合や故障時に対応できない状況は、行政サービスに支障を来すため最大限回避すべきリスクであると認識しており、更改の時期につきましては地方公共団体情報システム機構により設定されております。機器の特殊性及び維持管理の整合性を考慮し、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号を適用し随意契約としており、契約日は令和７年１月１６日でございます。

次のページからは、参考資料として契約書の写しを添付してございます。

６４ページ、契約要綱の（４）において賃貸借期間を令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までとし、６５ページ、契約条項第８条に、賃貸借期間満了後に当町に無償譲渡すると定めております。本物件は賃貸借期間終了後に無償譲渡により取得予定であるため、追認の議決を求めるものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（正垣耕平）

平岩教育委員会事務局副局長。

○教育委員会事務局副局長（平岩　晃）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第５８号から議案第６１号についてご説明をさせていただきます。

議案書７３ページをお願いいたします。

議案第５８号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和３年度小学校屋内運動場照明設備賃貸借。

２、契約の方法。随意契約。

３、契約金額。一金１，５９１万９，２００円。

４、契約の相手方。東京都港区芝浦１丁目２番３号、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社、代表取締役西野敏哉。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出する。

この契約は、朝来小学校、生馬小学校、岩田小学校、市ノ瀬小学校の計４校の屋内運動場、体育館の照明設備について、設備の老朽化等を踏まえＬＥＤ照明設備を導入するため、その賃貸借を行ったものでございます。

契約の方法につきまして、本契約は価格のみならず、長期的な省エネルギー効果、技術力、提案内容及び保守メンテナンス体制等を総合的に評価する必要があったことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号を適用し随意契約によるものとし、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案を行った事業者を契約の相手方として選定したもので、令和３年８月２３日に契約を締結してございます。

次のページ以降に参考資料として契約書の写しを添付しております。

賃貸借期間につきましては、議案書７７ページ以降の契約書別表のとおり、いずれの施設も令和３年１０月１日から令和１１年３月３１日までとしております。

また、第１０条において、物件の所有権は賃貸借料等の支払い完済をもって町に移転するものと定めております。本物件は賃貸借期間終了後に無償譲渡により取得予定であるため、追認の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第５９号についてご説明をいたします。

議案書８１ページをお願いいたします。

議案第５９号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和５年度上富田中学校校務用パソコン等更新業務賃貸借。

２、契約の方法。随意契約。

３、契約金額。一金１，７２７万５，５００円。

４、契約の相手方。大阪市福島区福島７丁目２０番１号、三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社関西支店、支店長田中慎也。和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬２２２６番地の９、株式会社アステムソリューション、代表取締役秋月伸尚。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出する。

この契約につきましては、町立中学校の校務で使用する教職員用ノートパソコン３６台、ファイルサーバー２台及び無線ＬＡＮアクセスポイント１７台のほか、校内ネットワークの構築に必要な機器一式の購入、設置及び設定、セキュリティー対策を行うものでございます。

本件は、既存の校務系ネットワークとの接続及び整合性の確保、各機器の設定並びに情報セキュリティー対策を適切に実施するため、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合に該当することから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定を適用し、随意契約として令和５年９月２６日に契約を締結しています。

賃貸借期間を、令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日までとしており、第１９条において、契約期間終了後、町に無償で譲渡するものと定めております。本物件は賃貸借期間終了後に無償譲渡により取得予定であるため、追認の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第６０号についてご説明をいたします。

議案書８９ページをお願いします。

議案第６０号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和６年度上富田町立小学校校務用パソコン等賃貸借。

２、契約の方法。随意契約。

３、契約金額。一金５，０９５万２，０００円。

４、契約の相手方。大阪市福島区福島７丁目２０番１号、三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社関西支店、支店長田中慎也。和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬２２２６番地の９、株式会社アステムソリューション、代表取締役秋月伸尚。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出する。

この契約につきましても、町立小学校の校務で使用する教職員用ノートパソコン８６台、校務外部系ノートパソコン３０台及び無線ＬＡＮアクセスポイント１０３台のほか、校内ネットワークの構築に必要な機器一式の購入、設置及び設定、セキュリティー対策を行うものでございます。

本件は、既存の校務系ネットワークとの接続及び整合性の確保、各機器の設定並びに情報セキュリティー対策を適切に実施するため、特定の者と契約しなければ契約目的を達成することができない場合に該当することから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号を適用し、随意契約として令和６年１２月２７日に契約を締結しています。

次のページからは、参考資料として契約書の写しを添付しております。

賃貸借契約期間を令和７年３月１日から令和１２年２月２８日までとしており、第１９条において、契約期間満了後、町に無償で譲渡するものと定めております。本物件は賃貸借期間終了後に無償譲渡により取得予定であるため、追認の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第６１号についてご説明をいたします。

議案書９７ページをお願いいたします。

議案第６１号、財産の取得について（追認）。

下記のとおり財産を取得したことについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和６年度教科改訂に伴う小学校教科書指導用図書購入。

２、契約の方法。随意契約。

３、契約金額。一金１，５８８万７，３５８円。

４、契約の相手方。田辺市南新町１１９、有限会社多屋孫書店、代表取締役多屋昌治。

令和８年８月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由です。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出する。

こちらの契約につきましては、小学校教科用図書の４年に一度の改訂に伴い、町立小学校における教育活動に必要な教師用教科書、合計で６２０冊、教師用の指導書、合計６０４冊及びデジタル教科書４０冊を購入したものでございます。

教科書の供給は、文部科学省と購入契約をした発行者が各都道府県の教科書・一般書籍供給会社と契約し、その供給会社に登録されている教科書取扱書店により学校に納入する仕組みとなっております。

本契約について、その性質上、競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定を適用し、随意契約として指定された取扱書店と令和４年４月１日に契約を締結しています。

次のページからは、参考資料として契約書の写し及び明細書を添付しております。当初、個々の単価が少額であることから議会の議決を要する財産取得に該当するとの確認、認識が十分でありませんでしたが、予定価格及び契約額が条例に定める７００万以上となるため、追認の議決を求めるものでございます。

以上、ご承認を賜りますようよろしくお願いします。

○議長（正垣耕平）

以上をもって提案理由の説明が終わりました。

これより審議に入ります。

各議案の賛否の際、原則として起立でありますが、樫木議員より挙手の申出がありますので、これを許可します。

△日程第３　議案第４５号

○議長（正垣耕平）

日程第３　議案第４５号、令和８年度上富田町一般会計補正予算（第２号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４５号、令和８年度上富田町一般会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第４　議案第４６号

○議長（正垣耕平）

日程第４　議案第４６号、物品購入変更契約の締結について（令和７年度　第１号　非常備消防事業　小型動力ポンプ付水槽車購入）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４６号、物品購入変更契約の締結について（令和７年度　第１号　非常備消防事業　小型動力ポンプ付水槽車購入）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第５　議案第４７号

○議長（正垣耕平）

日程第５　議案第４７号、工事請負契約の締結について　追認（令和８年度　スポーツＤＸソリューション導入委託業務）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井議員。

○１１番（松井孝恵）

おはようございます。

先ほど追加の資料を頂きまして、この中身を見てみますと、イスラエル製のＡＩカメラの連携仕様についてはＮＴＴSportictのみ保有していて、当然このカメラを採用したら大型スクリーンなんかももう付随してその会社に決定されることになると書いてあるんですけれども、そもそもこのＮＴＴSportict社１社で試験採用というか、試験して試してきたと思うんですけれども、ほかの会社のＡＩカメラとか設備というのは検討はされたんでしょうか、どうでしょうか。

ここには町内担当部局において検証を重ねて総合的に調査したと書いてあるんですけれども、もう既にこのカメラ使った時点であとのものは付随してついてくるという形になるんで、そのほかの部分は考えたのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（正垣耕平）

芝振興課長。

○振興課長（芝　健治）

お答えをいたします。

ほかの事業者でできないか検討はしているのかといったご質疑をいただきました。

ＡＩ技術について、町が必要とするＡＩカメラの仕様を満たすのは、Pixellot社のもの以外には確認できておりませんでした。

このPixellot社のＡＩカメラ技術は国内においてＮＴＴSporticが総代理店として使用を独占しているため、映像配信プラットフォームやデジタルスコアボードの情報を統合して一貫したシステムとして開発することは他の事業者には不可能だということでございます。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

松井議員。

○１１番（松井孝恵）

今の説明では、検討したというかこの会社しかうちが求めるものはなかったよと言うんですけれども、ただ、こういうのを採用しようかというときに、こちらからこういうカメラ欲しいなというて選定した中にＮＴＴSporticがあったのか、ＮＴＴSporticさ

んからの提案があって、おお、そんなんええな、一回試してみようかとなったのか、これはどうですか。

我々こんなの専門と違うので、芝課長が専門かどうか分かりませんけれども、こちらからこんな条件のカメラを探そうという中でＮＴＴSportictが当たったのか、それとも向こうから売り込みに来たからそれを試してみようとなって試した結果、ええなとなったのか、どっちですか。

○議長（正垣耕平）

芝振興課長。

○振興課長（芝　健治）

結論から申し上げますと、私どもが欲しかったというところでございます。

町が保有するＡＩカメラ、今、町が保有しておりますが、イスラエルのPixellot社が開発した技術を利用したものですが、この製品の特徴は風雨に耐えられる常設型。そして野球場のホーム側とセンター側の映像を自動に切り替えることができる野球専用カメラということでございます。

一番何がいいのかといいましたら、結局カメラマンがいなくても済むということ、あと、スイッチャーというて編集といいますか、いわゆるカメラのＡカメ、Ｂカメとか操作する人が要らない。そういった点において自動でできるといったものが欲しかったといったところでございます。

以上です。

○議長（正垣耕平）

よろしいですか。

吉本議員。

○９番（吉本和広）

ゆっくりしゃべりますので、質問した内容にきちんと答えていただきたいと思います。

この事業は、連携協定に基づき令和７年度から３年間にわたる国の交付金事業であると説明を受けていますので、その経過についても質疑させていただきます。

上富田町とＮＴＴグループとの町スポにおける協定についてが町のホームページに掲載されています。このページには、３者はこの連携協定に基づき、上富田町内の主要スポーツ施設、上富田スポーツセンターにスポーツＤＸソリューション撮影・配信のプラットフォームやＡＩカメラ等を試験的に導入し、地域スポーツ大会や試合・合宿等の発信力の強化、生涯スポーツの振興による地域コミュニティーの活性化等を図ることで、第５次上富田町総合計画（２０２１年３月上富田町策定）を加速させていきますとあります。

大型モニター付デジタルスコアボードと、議員が全く説明を受けていない投球の回転数・変化量、打撃の初速・角度、守備の移動などを数値化するスタッツ化開発については協定に入っていません。なぜ大型モニター付デジタルスコアボードとスタッツ化開発の事業が入ったのか、２つについて、それぞれ事業者からの提案によるものか町からの提案によるものか、どのような提案が何年何月にどちらから提案があったのか、どのような議論をしたのか説明ください。会議録でなくても記録はありますか。あれば提出ください。これが１点目の質問です。

２点目の質問です。

いつ、大型モニター付デジタルスコアボードとスタッツ化開発の事業実施決定について、１、庁舎内で総合的に協議したのか、どのような部署でどのような議論をしたのか、説明ください。また、記録があれば記録を提出してください。また、決裁文書ではどうなっていますか。この３点が２つ目の質問です。

３つ目の質問です。

国への本申請は令和７年４月１日にされています。この申請書には、１年目のＡＩカメラ設置と配信等約１，０７０万円、２年目の投球の回転数・変化量、打撃などの数値化するスタッツ化開発８００万円、３年目のスタッツデータ化したそのデータを合宿、大会参加チームにフィードバックする開発費等１，０００万円とソフトライセンス料に３２０万円、計約１，３２０万円をＮＴＴSportictに支払うと書かれています。４月１日時点でこれから決める事業者が既にＮＴＴSportictに契約が決まっていますが、これはおかしくありませんか。これについてお聞かせください。

４点目です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員、すみません。質問内容を整理していますので、よければもう少し間を空けてもらっても結構です。よろしくお願いします。

○９番（吉本和広）

ゆっくりいきます。

４つ目の質問です。

上富田町とＮＴＴグループとの包括連携協定に基づく連携事業は、企業者側の地域課題の解決につながる社会貢献活動であることが大前提であり、かかる費用は原則として全て無償となります。どの町もそのようなことになっています。町の予算が必要となる事業が決定された際には、契約に関する法に基づいて一般競争入札が原則とされます。包括連携協定を結んだ企業が優先されることはありません。

松井議員の質問に、１年目のＡＩカメラとの連携の必要性から２億４，２００万円の

事業も同じ事業者になると答弁しましたが、そうであるなら１年目のＡＩカメラ導入の契約が大きな問題となります。ＡＩカメラソリューション導入及び構築費は随意契約の金額を超えた５４２万４，０００円で特命随意契約するなら、その事業所しかできないものでなければなりません。ソフトバンク、富士通、伊藤忠ケーブルシステムは、球場へのＡＩカメラソリューション導入から配信、動画編集、スタッツ化、大型モニター付デジタルスコアボードとの連携までを構築することは可能です。

一例を挙げると、伊藤忠ケーブルシステムはＮＴＴSportictと同じイスラエル製のＡＩカメラで、撮影から動画編集、配信のクオリティーは完全に同等です。この企業の大型モニター付デジタルスコアボード野球、ＡＩカメラソリューションは、プロ野球本拠地のような巨大システムだけでなく、限られた予算と人員なしでも運営する地方球場やアマチュア野球の現場に合わせた対応ができ、地方球場でこそ本領を発揮するとあります。実際に倉敷マスカットスタジアムでも実施されています。ＮＴＴSportictよりも大型モニター付デジタルスコアボードにきれいな映像で映し出せます。ＮＴＴSportictレベルの機能まで落とすことが自由にできます。ＮＴＴレベルのスタッツ、打席ごとの自動切り出し、イニング別の集計、簡易データ化などは、新開発するものではなく、最初から製品に備わっている標準機能です。スタッツ化が新しいシステムを開発することなく、既製品の機能としてそのまま利用可能で、スタッツ化開発費も浮いてきます。ＮＴＴSportictが開発で支払うアプリの使用料も要らず、維持費も安くなります。ＮＴＴSportictに支払う２年目、３年目の開発費など２，０００万円が大幅に安くなり、令和１０年度から必要となる維持費約６７０万円も大幅に安くなります。大型モニター付デジタルスコアボードの工事を一緒に行うと、さらに値引きされます。このような事業所もできます。

ＡＩカメラソリューション導入構築事業の契約は特命随意契約で行われていますが、これは適切ではないのではありませんか。そこまできちんと調査していますか。ＡＩカメラ設置事業者の決裁文書ではどうなっていますか。これが４番目の質問です。

５番目、随意契約によろうとする場合は２人以上から見積書が必要です。ＡＩカメラソリューション導入及び構築事業の見積書をもう一社から取っていますか。取っているならその金額を教えてください。大型モニター付デジタルスコアボード、スタッツ化開発の見積りをもう一社から取っていますか、その金額を教えてください。

６番目の質問です。

私の一般質問で、違法であるという私の指摘に違法ではないと明確に答えられました。法を犯したと気づいたのはいつですか。工事を止めるように業者に言いましたか。発注済みのものとその金額を業者から聞いていますか。

以上６点です。

○議長（正垣耕平）

芝振興課長。

なお、答弁の際にも、何番目のどの質問に対する答弁かということも可能でしたらお願いいたします。

○振興課長（芝　健治）

それでは、お答えをいたします。

ちょっと、答弁に際して１つの質疑に対してこの答弁についてというのはなかなかかみ合わないかもしれませんが、可能な限り努力はいたします。

まず、１点目です。ここでしかできない事業であるということに関してですが、まず、令和７年のとき、１月から本格的な議論を始めて、そして国、内閣府へ計画書提出作業に入ってきました。この時点では大方先方との価格交渉は進んでいます。つまり相手からの言い値をそのまま受け入れたというものではないということ、そして、庁内においては令和７年１月２４日の総合政策会議において一定の方針について確認をされたということをまずは申し上げたいと思います。

それから、電光掲示板については協定に含まれていない、議員ご指摘のとおりです。議員ご指摘のおっしゃる協定については、令和６年７月８日に締結したもので、令和６年度においてはスポーツＤＸソリューションを試験的に導入するための包括連携協定で、令和６年度末でもって執行はされております。令和７年度からの事業とは異なるものでございますので、デジタルスコアボードについての内容は含まれていないということをまずは踏まえたいと思います。

それから、誰がいつやろうとしたのか、令和６年度末、令和７年１月頃、町が推進するスポーツＤＸソリューション事業について、具体的にどのような事業とするか、施設整備が必要か、事業を担当する振興課において議論を重ね、新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第２世代の地方創生推進交付金というものですが、その交付金の交付を目標として３か年の事業計画を作成いたしました。いわゆる地域再生計画は令和７年２月２６日に提出をいたしました。それぞれの年度における交付申請については１単位年度ということになります。

スポーツセンターのスコアボードにつきましては、利用者から不便であるという苦情がありました。安全性にも不安があるなど、かねてより老朽化等の問題が指摘されてきましたが、高額の整備費用が必要であるため手をつけることができていなかったと。この新しい地方創生、第２世代交付金の交付対象事業として、上富田スポーツセンターを軸としたスポーツツーリズム、スポーツＤＸソリューションによる地域活性化が採択と

いうことが見込みとなりましたので、この補助金を活用し、ＡＩカメラ等のＤＸプラットフォーム整備と併せて、デジタルスコアボードも含めた一体的な事業として整備を行うということを決定したものでございます。

それから、デジタルスコアボード、随契だ、どうなんだといったことについて申し上げます。

この本事業の特殊性としまして、令和７年度に導入済みのＡＩカメラと新たに導入するデジタルスコアボードを連携させるシステム開発を含んでおります。ＡＩカメラの技術的背景としましては、ＡＩカメラはイスラエルのPixellot社が開発した最先端のＡＩ技術でございます。このPixellot社は、国際的な守秘義務契約により、ＡＩカメラの連携使用を厳格に保護されております。この連携仕様は国内総代理店であるＮＴＴSportict社のみが保有しており、第三者に開示することができません。ＮＴＴSportictが必須なのかということについては、本事業でＡＩカメラとスコアボードを連携させるにはこれから申し上げることが必須であります。

まず１点は、Pixellot社の連携仕様を理解すること、その仕様に基づいてスコアボードメーカーに開発指示を出すこと、複雑な連携システムの品質を担保すること、以上のことから、本事業は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定を適用し、随意契約による締結をするものでございます。

あとは、この事業でございますけれども、今年度におきましては２億４，２００万円、今回この追認という形で皆様にお願いするものでございますが、２億４，２００万円のうちのおよそ９７％、２億３，４００万円がデジタルスコアボードの設置ということになります。このデジタルスコアボードの製造行為については、コンソーシアム自身が行うのではなくて、デジタルスコアボードの製作実績のある産業用の総合電機メーカー、これは例えば三菱とかパナソニックとか東芝とか、そういった事業者がございますが、そういったところにコンソーシアムが総合電機メーカーに示して再契約を行うということになります。そこで、本町の意向のみが反映された仕様書という性格よりも、採択のための極めて専門的な技術仕様の要素となる要求水準書としての性質をもって今回お願いするということでございます。

それから、ソフトバンクでもできるんではありませんかという話ですが、ＡＩカメラ技術については、大手通信会社、ソフトバンク、いろいろありますけれども、例えばＮＰＢのみずほPayPayドーム、いわゆる福岡ドームとかでプロスポーツの分野とか、あるいは大型イベント、本当にアーティストの大きなライブとか、そういったタイアップ等に使われている、５Ｇとか使われている高度の映像処理も組み合わせた大型イベント、プロ向けのものがありますが、本町の求めるものとははるかに異なるというところでご

ざいます。

地方自治体の施設などにカメラを定常的に設置し、地域住民や部活の保護者向けに手軽なライブ配信環境を丸ごと提供するという自治体インフラ型のシステム一式という視点においては、この時点においては現実的な契約相手、一番最先端なのがＮＴＴSportict社以外には確認をできていないというところでございます。

以上、お答えをいたしました。答弁漏れがありましたらまたご指摘いただければと思います。

○議長（正垣耕平）

芝課長、５番目の質問と６番目の質問は答弁願えますでしょうか。２社以上から見積りは取っておられますか、取っていたら金額はというところと、６番目の前回の一般質問から追認が必要だということが分かった経緯と、その後の対応についてということですね。

○振興課長（芝　健治）

２社以上の見積りが必要か、取っているのかということで、これはデジタルスコアボードのことをおっしゃっているということでよろしいですかね。

（「AIカメラと大型と２つ。２つです。」と吉本議員呼ぶ）

○振興課長（芝　健治）

そしたら、一番最初のところからですね。

最初にも申し上げましたが、令和６年時点においては、私どもが求めるところについてはいろいろと調査はしていると。例えばインターネットであったり様々なところでは調査している。ウェブ等では調査していると。ただ、ウェブといったそういった散らばったところの情報がありますので、そういった情報についてはこちらとしては持っていない。そういう中で、ＮＴＴSportict社が令和６年度において一番いい事業者であって、もうここしかないというところでございますので、見積りは取れていないということです。

ただ、デジタルスコアボードに関しては、私どもとしては市場調査ということで、他事業者等についてデジタルスコアボードって２億円を超える事業でございますので、その点については、この価格が適正かどうかといった観点からは取っているということは申し上げたいと思います。

あと、法を犯した、気づいたのがいつかということで、これはいわゆる今回の議案の議決に対することということでよろしいかと思います。地方自治法９６条のことでございます。

これについては、吉本議員からのご指摘がありました。それまで私どもは業務委託契約ということで、これについてはいわゆる地方自治法９６条には全く抵触しないと、そういった認識でございました。いずれにいたしましても、小職が本当に勉強不足、認識不足によりまして、本当に議員の皆様方には大変ご迷惑をおかけしているということで、反省はしております。

吉本議員からのご指摘に基づいて、私どもも弁護士の先生等とも相談をいたしまして、これはやはり工事の実質で見るべきものであるということで、結果的に５，０００万円を超えているということで、今回、皆様方に何とぞお願いをするものでございます。

なお、今回、一旦私どもとしましては６月５日に本契約を締結いたしているというふうな認識でございます。それで、現場の事業者さんに対してＮＴＴSportict、ＮＴＴ西日本のコンソーシアムに対して、ここで止めるということはできないと。止めてしまうことによって、それこそ相手方にご迷惑をおかけして、これは結果的に極端な話、損害賠償請求とならないとも限らないわけでありますので、止めるということはしてはおりません。ただ、これに関する懸念の声はいただいておりますといったことは先方には伝えたところでございます。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

質問した内容に答えてもらってないんで、ちゃんと答えてもらえませんか、議長。

○議長（正垣耕平）

具体的にはどの部分ですか。

○９番（吉本和広）

これ、２回目の質問と取られると、１回目の質問でちゃんと答えてないのに同じことを聞かなあかんことになるじゃないですか。

○議長（正垣耕平）

具体的にどの部分でしょうか。

○９番（吉本和広）

具体的には、だから協定の中で大型モニターをしたほうがいいね、スタッツ化開発はしたほうがいいねというのはどっちから出たのか、どっちから出したのか。上富田町から出したのか包括連携者が出したのか、それを議論したかと聞いたわけです。これ、いっこも答えてくれてないわけですよ、１点目の答えね。

それと、契約が４月１日時点で決まっているということに対しておかしくないのかと。

まだ４月１日から、これから契約を決めていくのに、４月１日時点で国にここがやりますよと出しているのはおかしくないのかというのが３つ目の質問やけれども、これ一切答えてもらってないと思うんですね。

それともう一点は、決裁文書ではどうなっているんだという質問もしたんですけれども、それもちゃんと答えてもらっていないし、この事業をほかの事業者ができるというのを説明したんですけれども、そこはどうだったのか、それはまあいいか。

５番目の金額、デジタルのモニターについては調査してると言うたんやけれども、ほんなら見積書幾らで出てるのと、この見積り金額を求めたけれども、見積り金額も答えてもらってない。デジタルは見積もってると言うたけれども、金額を答えてくれと言うたんやから。

○議長（正垣耕平）

見積もっている調査をしましたという回答やったですね。

○９番（吉本和広）

調査をして取っていますかと言って、その金額を教えてくださいと言うて、今、見積書は取っていると言うたじゃないの、ほかのところからも。だから、その金額は幾らで取っているのと。

○議長（正垣耕平）

では、１番と３番と５番ということですね。

○９番（吉本和広）

１回目の質問の答え何もやっていない。そやから２回目の質問ができない。

○議長（正垣耕平）

分かりました。

芝振興課長。

これ１回目の答弁です。

○振興課長（芝　健治）

ご質疑にお答えをさせていただきます。

大型モニター、スタッツ化開発、どちらの提案か。上富田町からの提案でございます。上富田町は、このデジタルスコアボードに関しては以前から、初めは阪神タイガースのウエスタンリーグのイベントがありました。その後、スポーツ合宿として西濃運輸あるいは仏教大学などの合宿関係者、高野連、中体連、ボーイズ連盟などをはじめとした大会主催者、また応援に来られている観客の皆さんから口頭にて要望はされております。そこへ加えて、顧客である関係者から、顧客とはいわゆるスポーツの合宿に来られている方々から、逐一の要望があるということがありました。

ただ、これを町の単独費用でデジタルスコアボード、いわゆる箱型のものを造ろうと思った場合、町単独費でなければならないというところがどうしても出てきます。その関係で、こういうデジタルであったり、あるいは町民の健康増進であったりとか、そういった先駆的な取組であるんだということに関して、初めて国の交付金が対象となって、そこで２分の１の国の補助金が対象となるといったところで、このＡＩカメラとデジタルスコアボードを１つのパッケージとして提出させていただいたということをご理解いただければと思っております。

（発言の声あり）

○振興課長（芝　健治）

それと、すみません、ちょっとよろしいですか。

あと、４月１日に決めるのに国への申請で契約相手が決まっているのはおかしくないのかということでございます。

令和７年４月１日のことをおっしゃっていると思います。令和７年１月にずっと協議はして、令和７年２月２６日に地域再生計画の認定申請を出しておりますが、この新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第２世代交付金というものの制度は、いわゆる地方部の地方自治体が自立した強い地域経済を目指すもので、そのために外部の知見を取り入れることが大歓迎をされているということがございます。このことは、従来の地方創生推進交付金とは異なり、自治体単独のいわゆる身内仕事、お役所仕事にせずに、民間の知見を入れて事業の自立性とか収益性を高めることを目的で、制度上のルールとして民間との協働がないと採択は極めて困難であるということです。ですから、ここで採択されなければ、これをやりたいと思っても町費で全部自腹を切らなければならないということになります。

新しい地方経済・生活環境創生交付金、第２世代交付金、現在は総理大臣が替わったので地域未来交付金という名称で変更はしておりますけれども、内閣府の申請では官民協働とか民間のノウハウの活用が強力な評価ポイント、加点要素となっております。そして将来的にビジネスとして自立し、地域に雇用や税収を生む計画と評されて、採択がしやすくなるということでございますので、したがって、この時点では当然、国に出した時点で金額は決まっているということでございます。

４月１日はあくまで交付申請、その前の２月２６日がいわゆる３か年パッケージと言われる地域再生計画の認定申請ということでありますので、当然４月１日の時点では国の申請、契約の相手方なり金額なり等は決まっていても、何ら矛盾はないかなというふに思っております。

あと、決裁文書等どうなっているのかというのは、ちょっとこれは当時の令和６年度

の文書といいますか、そういったものは、またひも解いて精査させていただきたいと思います。

あと、いわゆるＮＴＴSportict社とＮＴＴ西日本とのコンソーシアムとの契約において、私どもは他社との市場調査においてというところで見積りの金額は頂いているところでございます。ただ、こういった場でございますので、どこの事業者であるのかとか金額についての逐一のコメントについては差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

ちょっと求めたものでの回答がまだないんですけれども、記録はあるのかということですよ、会議した。包括連携者とそういうことの会議をして、そういうことが必要だねというので決めていった記録。会議録じゃなくて、正式なものじゃなくてもいいんですよ。会議録といったら何か規定が決まったやつで書かなあかんというふうに思われているかもしれない。そうではなくて、やっぱり会議をして、こういうことやったんだという記録は当然必要だと思うんですね。記録があるのかちょっとお聞きしたい。記録がなかったら、こんな２億４，０００万という工事、計画を、町にとって大きなお金を払う事業なんですね。こんな大きな事業はあまりないと思いますけれども、それが記録もなくやられているというのはあまりにも適当過ぎませんか。こんな適当なことでいいんですか、記録がないんだったら。ちょっとお聞きしたいというのが１点目です。１点目の質問に対する再質問です。

それで、３点目の質問に対する再質問ですが、内閣府に私は直接電話しました。そしたら、担当者がその旨について調べますからちょっと待ってくださいというので、次の日に電話がかかってきて担当者と話をしましたが、この交付金事業は他のいろんな関係者とやるということが書かれていたらいいもので、別に企業名は要らない。企業名が入っていたら逆におかしな話で、それは町の事情なので、国が出してきたからといって国が関知する問題ではないが、企業名は要りませんとはっきり答えました。だから、こういうようないろんなところとやりますよと。コンソーシアムを組みますよということさえ書かれていれば、企業名なんか別に要りませんよとはっきり言われていました。私が担当者に聞きましたけれども、国の担当者に。なのに上富田町は、もうここことやりますと企業名を出しているわけでしょう。こんなのおかしいじゃないですか。まだこれから契約していくのにここことやるということを出しているということは、町が書いたという

ことはここことやるということですよ。はっきり書いていますからね。それっておかしくありませんかと。国が求めていないのに書いている。この点、再質問です。

それともう一点、この事業は３年間の事業として国に上げているわけですから、３年間見たときに、どれだけお金が必要になるかということを町は考えなきゃならないと思うんですね、国にやると上げているわけですから。ということは、この３年間でどういう契約をすることがこの事業をやるのに品質もよくて安くやれるか、町民の税金を使うわけですからね。きちんと確かめなければいけないと思うんです。ですから、特に２年目の事業に関しては大きな事業になってきますから、１年目のＡＩカメラ導入時にやっぱりいろんな連携ができる企業はどこなのかとかいろいろ調べる。ただ、町職員でそれが難しい、接続なんかとかいろんなことが互換性あるのかとか、そんなことは難しい。ほとんど私も無理ですけれども、難しいわけであって、それだったら、やっぱり大きなお金を使うんだから、こういうことの専門家に、専門知識を持っているコンサルに、この３年間の契約で適切な企業はあるのかというのをちゃんと調べさせて、それでここと契約していくのが一番適切だなと、そのことも、だから３年間の契約も示して１年目の契約について契約を取っていくというようなことを進めていくのがやっぱり適切な、町民の税金を使うわけですから、その辺どのように議論してきたんですか。ちょっとそれをお聞かせ願いたいというのが４番目の質問に対する再質問です。

ほんで、５番目で金額を言えないというの、別に会社名は必要ありませんから金額を言ってくださいよ、Ａ社でいいので。金額がなかったら、どないしてこの金額が適切な金額なのかということができるのか分からないじゃないですか。いっこも金額の妥当性が明らかにならないです。

６番目の質問にも答えてもらっていないんですけれども、発注済みのものと、その金額を業者から聞いているのかと。それで、工事を止めるよう業者に言っていないと言われましたけれども、これ、議会の議決を受けて初めて工事が成立するわけですよ。これ、だから議会の議決をまだ受けていないわけですよ。だから工事を止めないと、もしこれ、不採択になったら、余計進んだ工事分、町が支払わなあかんことになるじゃないですか。だから、議会の議決を経ていない工事はすぐに止めないと議会軽視になるんじゃないですか。だから、なぜ止めていないんですか。ちょっとおかしいんじゃないですか。それと、金額のことについてもちゃんと調べないと、議会に対して不誠実じゃないですか。その点答えてください。

○議長（正垣耕平）

答弁いけますか。

芝振興課長。

○振興課長（芝　健治）

すみません。先ほどからの私どもの決裁文とか、その記録については精査いたします。今後精査をいたします。

あと、価格交渉について、内閣府に聞いたけれども企業が入っている、おかしいよといった話なんですけれども、当然私どもは十分な価格交渉を行った上でやっておりますから、ですから、この別添で提出させていただいた国に出した資料にもＮＴＴSporticｔとかＮＴＴ西日本とか南紀ウェルネスツーリズム協議会とか、そういった固有名詞を入れております。これ、逆に言えば、入っていればおかしいというわけではないと。というのは、内閣府において厳格な審査をされている。そういった中で、この企業名が入っておっても内閣府は認めているというわけでございますので、特に矛盾というものはないかなというふうに思っております。

そして、金額、２億３，４００万円でございます、同業者といいますか。それはSporticｔさんに対しては、やはり私どもとしてはいろいろな交渉の中で、これ以内には収めてほしいよといったところのお話はさせていただいているところでございます。

あとは、専門家からとかコンサルがとか、そういったお話がございました。役場の職員は技術的には何も分からないから無理ではないのかといった趣旨でございますが、６月下旬にＮＴＴのコンソーシアムが要求水準書を基に複数社に提案依頼を実施しました。各社からの提案内容の説明、質疑応答の中で、価格面、機能面、スケジュール等実現の可能性、ＡＩカメラ等との連携の柔軟さ等の観点から評価、採点、ここで電光掲示板、いわゆるデジタルスコアボードのものについてのプロポーザルを行うものです。本町は、事前にＮＴＴコンソーシアムに対して、まず価格を低くということ、年度内の完成をしてほしい。これ、先般の３月議会において当初予算の議決をいただいたことに対して繰り越すということは、やはり議会の皆さんに対する信任を失うということになります。ですから年度内の完成が必要であるということ、そして一定の画素数、大きさ、あとスタッツデータの連動性についての特段の配慮をいただきたいということを、プロポーザルを実施するように指示といいますかお願いをしたところでございまして、結果、３社のうちＡ社に決定をしたということで、この時点で当初の計画よりも１，０００万円弱の値引きが実現したところでございます。値引きは実現しておりますけれども、昨今、人件費とか資材費の高騰もあったから、予断を許さない状況にあるということは念のために申し添えたいと思います。

先ほどからの繰り返しになるなぜ止めなんだんなといったことですけれども、議会からの予算の承認をいただいた限りは私どもは粛々と進める、年度内に完成させなければならないということの観点からでございます。

改めて、本当に今回追認ということで、私どもの認識が甘かった、勉強不足であったことは本当に平に、もうご迷惑をおかけしたということでおわびを申し上げます。しかしながら、この事業についての必要性について、何とぞ議員の皆様方、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

さっきから言いますが、ＡＩカメラの時点で、さっきの伊藤忠さんのほうに同じカメラを使っての、同じカメラを使っているわけですよ。ちゃんと契約はイスラエルの会社とそれを使うということで契約されているわけで、同じ契約はＮＴＴSportictだけじゃなくて、伊藤忠ケーブルシステムもそのちゃんとした代理店としてやっているわけです。ですから、やはりその時点でちゃんと調べて、ほかにもあって、そこのほうがうんと安いわけです。そういうのをちゃんと調べないと、町民のお金を使うのに、これ今後の維持費、年間６７０万と言われていますよね。だから、こういうのも非常にＮＴＴSportictだったら毎年６７０万ずつ支払わなければならないわけですよ。でもこれ、伊藤忠ケーブルシステムでやったらかなり下がる可能性が高いんですよ。だから、そういうことをやっぱりきちんとしないと、町民の税金使うわけですからね。この点についてどういうふうに思われているのか再度お聞きしたいというのと、議会の議決がなかったら工事は発注できないんであって、これ、議会の議決をまだ得られていないですよ、やるかやらないか。契約を勝手にやっていますけれども違法なことをやったわけですよ。だから、議会の議決を経るまでは工事を止めないと。やらせたらおかしいじゃないですか。やったらあかんねから。工事やれないんですよ。こんなこと、議会の議決を求める議案を議決していないのに工事を進めるなんかということはできないわけであって、それが分かった時点で止めないと駄目じゃないですか。何で止めずにやらせているか、ほんなら議会の議決なんか要らないじゃないですか、もうやっているわけですから。その辺の認識はおかしくないですか。

○議長（正垣耕平）

芝振興課長。

○振興課長（芝　健治）

伊藤忠さんがPixellot社というお話でございますが、Pixellot社はいろんなＡＩカメラを出しています、様々な種類のＡＩカメラ出しています。様々なものがございます。私どもが欲しかったのはカメラマンが要らないということ、そしてスイッチを切り替え

る技術者、そういう熟練者の技術者ですね、ＡカメやＢカメやという。そういったものが要らない、そういったものが欲しかったということです。そういうものがPixellot社の様々な商品の中の、ちょっと商品名を忘れたけれども、そこを取り扱っている、それが唯一の特許である。そこの国内総代理店は誰というたらＮＴＴSportictです。それを欲しかったということです。

議員さん６７０万円という話をおっしゃっていましたけれども、年間６７０万円というのは、恐らくこの事業費全体に対して、例えば２０年間の耐用年数があるから１年間に対してというお話がありますが、これは維持費ではなくて、いわゆるイニシャルコストに対する減価償却の概念になりますので、６７０万円というお話がひとり歩きしてしまうと、ほかの議員さんに対して１年間でそんなにかかるのかというふうな、そういう誤解を与えてしまうというところになりますので、ぜひともそういうことについてはひとつご理解をいただきたいと思います。

あとは、工事を何で止めなかったのかということでございます。

したがって工事を止めなければならない、よく理解はできます。ただ、６月１９日に議会の最終日で議員さんからご質疑をいただいた中で、私どもとしましては、工事を止めるよりもさせてもらうよと。そういう中で一刻も早くということで今回臨時議会、８月１０日の最短の期間ということで、議長さんにお願いをして開かせていただいたということで、この短い期間といったところ、一番早いところの最直近にさせていただいたということで何とぞご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（正垣耕平）

吉本議員、その前のやつですが、最後のあたりの部分ですとかはちょっと質疑の内容からはずれていっているというところがあります。なぜそうなのかとか、この追認議案に対しての質疑から随分離れていっているところがありますので、そのあたりを考慮した上で、これ４回目の質疑認めますけれども、具体的に質疑をお願いしたいと思います。見解の違いはもう十分分かってきているところかと思いますので、よろしくお願いします。

○９番（吉本和広）

いいですか。今の質問では、伊藤忠社のはＮＴＴSportictと同じじゃないという話を……

○議長（正垣耕平）

ごめんなさい、もう一度止めますね。

先ほどから、すみません、議事録の関係もありますので、ＮＴＴSportict社です。ご自身で伊藤忠さんの調査されたことは、ちょっと聞かれたとしても今現在、そこの伊藤

忠のをやっていないので答弁は同じになってくると思うんですけれども、それでも結構でしたら４回目の質疑、認めます。続けてください。

○９番（吉本和広）

同じ機能を持っていると思いますよ、同じ機械なので。それ、また調べていただけたらと思います。

それと、止めないという、もしこれ通らなかったらお金がどんどん膨れていくわけですよね。もう同じことになるからもうあれかも分からんけれども。これ、それで金額も確かめていないということですよね。だから、要するにここで通らなかった場合に幾らの補償を相手方にしなきゃならないという金額も調べていないんですよね。それっておかしくありませんか。議会に対して幾ら必要になってくるということをきちんと提案しないと。それも調べていないんだったら私ら判断できないじゃないですか。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員、答弁の前ですが、先ほど言わせてもらったこの追認議案に関するものではないのかなというふうに考えるんですが、懸念されることというのは先日の全員協議会でも中井議員からの質問で少し説明があったかと思っております。

また、先ほどの答弁の中で、懸念する事項はあるということが中であったのかなと思うんですが、そのあたりの具体的な考えの答えは述べてもらえると思うんですが、議会軽視に当たるのかどうかとかいうのはこの質疑に当たりませんので、そこはこちらでもなかなか答えにくいと思いますので、そのつもりで答弁を聞いてもらってよろしいでしょうか。

吉本議員。

○９番（吉本和広）

この議案に対しては、幾らの要するに問題が起こってくるかというのは、この議案に対する物すごく大きな質の問題じゃないですか。要するにこの追認議案しているわけですからね。ですから、幾ら今発注されていてどういうことが起こるのかというあたりはきちんと説明する義務があるんじゃないかなと私は思いますけど。

○議長（正垣耕平）

現在の状況ということですね。

いけますか。

芝振興課長。

○振興課長（芝　健治）

今、発注額は２億４，１００万円、この記載のとおりでございます。仮に否決された

場合は、私どもは先方に対して、否決されましたということでこの契約は無効になるということを伝えなければならない。ということは、当然相手方は私ども上富田町に対して損害賠償請求があると思います。それは数億円単位になるんだろうというのは、それは幾らなのか、私どもは分かりません。といいますのは、その金額も、例えばもう相手方がいろいろ支払ったものもそうですけれども、本当は彼らにとってもうかるはずであろう、いわゆる逸失利益とかそういったものが出てくるかと思いますので、それは仮に万が一、そういうふうに訴えるぞというのは先方の考えることでありますので、私どもが、じゃ幾らになるのかというのは、これは私どもが考える、そういうものではないということでご理解いただければと思います。なかなか私どもでは予想は難しいと。逸失利益等々については私どもではなかなか理解ができないということで、ぜひご理解を議員の皆様方、お願いいたします。

○議長（正垣耕平）

ほかに質疑はありませんか。

松井議員。

新しい質疑と思いますので。

（発言の声あり）

○議長（正垣耕平）

分かりませんが、登壇、そこでお願いします。

○１１番（松井孝恵）

今、吉本議員と芝課長との議論の中で、この契約書の中に契約金額の総額の１０％に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならないと規定されているので、今おっしゃった数億とかということとこの１０％の絡みはどうなるんですかね。

（「暫時休憩いただいてよろしいですか」と芝振興課長呼ぶ）

○議長（正垣耕平）

暫時休憩します。

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１０時５２分

○議長（正垣耕平）

再開します。

奥田町長。

○町長（奥田　誠）

松井議員の質疑にお答えします。

今、この契約書の中では何かあった場合には１０％という形になるんですけれども、実際、今回の追認をいただけなかった場合という形で先ほど芝課長のほうからも説明ありました。この部分については契約が本当に無効になることが確定します。町と相手方の双方に原状の回復の義務が生じるということになります。

例えば、先ほど言いましたように、契約前の状態に戻りますと、物品であれば物品を返却し代金を返金してもらうことになります。原状回復には相応の手続が必要となります。結果、相手方から先ほど言われますように損害賠償を請求されるなど、法的紛争が発生するリスクがございます。仮に訴訟になりますと、賠償金、訴訟費用、そして弁護士費用等がかかり、町の大きな負担になります。

今回追認をお願いする案件につきましては、委託契約や賃貸借契約等が議決を要する契約でありながら、このことを解釈していなかったことが手続上の誤りであります。町として故意で不正な意図は一切なく、今回の追認の議会の議決を得るものでございます。

議会の議決権を本当に軽んじるものではないと考えておりますので、何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（正垣耕平）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

吉本議員。

○９番（吉本和広）

議案第４７号に対する反対討論を行います。

３つの理由で反対します。

まず１点は、町からの議員への説明書に、この事業で地域住民の健康増進を図るとあります。健康増進を図るために町民からＡＩカメラ設置、配信、投球の回転数や変化量、打撃の初速・角度、守備の移動距離などを数値化するスタッツ化開発、紀三井寺球場を

はじめ県下のどこにもないプロ仕様に近い大型モニター付デジタルスコアボードが欲しいという町民の要望があったのかと町に聞くと、町民からの要望はないと回答がありました。必要性も不明瞭です。また、令和１０年度からシステム使用料等で毎年約６７０万円も支払わなければなりません。身の丈に合っていない。

２点目は、包括連携協定を結ぶ事業所は事業提案などを行うが、予算を伴う決まった事業の契約については、公平性、透明性を確保するため他の事業所と同等に入札となる。令和７年４月１日の国への交付申請に、これから決める契約相手が既に包括協定を結んでいる業者と書かれて決まっているのは問題である。ＡＩカメラソリューション導入及び構築事業とこの契約が、他の企業のほうが開発費もかからず安くできた可能性は高く、包括協定を結んでいる会社と特命随意契約したのは不適切です。特定の企業との癒着が疑われることをしており、問題であります。

３点目は、町長の政治姿勢の問題です。

３年計画の交付金が出されたとき、私の令和７年３月の一般質問で、町長は財政が厳しいので大型モニター付デジタルスコアボードはやめると決めたものを、１年もたたないうちに変更して実施するのは、町長の政治姿勢に一貫性がなく、町民の政治不信となっている。これを認めれば今後の町政でも同じことが起こる。

以上の点からこの議案に反対します。

以上です。

○議長（正垣耕平）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可します。

賛成討論ありませんか。

家根谷議員。

○７番（家根谷美智子）

私からは、議案第４７号、工事請負契約の締結について、追認議案に対して賛成討論をいたします。

まずは、今回の追認議案については議会軽視と言われかねない重大事案であります。しかし、議案第４７号、工事請負請負契約の締結については、新地方創生交付金、第２世代交付金、地方創生型事業であり、財政難の上富田町が大型新規事業を起こす場合、こういった国の交付金は大きな財源であり、その実証事業申請内容を見る限り、ＡＩ機器だけではなく、そのほかのソフト事業においても独自のノウハウを要するもので、随意契約の理由について、その根拠要綱が説明され、地方自治法第１６７条の２第１項第２号の特殊な技術、また知識を要する契約に該当するものであり、随意としての契約は違法ではないと認識いたします。

ただし、委員会、議会への内容説明については、随意についての根拠も含め、早めに丁寧な案内をしていただけるようこの場で申し上げます。

また、その他の議案につきましても、善意の相手方に損害を与えかねない事案であり、当局には職員研修の見直し等を行い、組織の強化に努め、今後このようなことがないよう行政運営をお願いして、賛成討論を終わります。

○議長（正垣耕平）

次に、本案に対する反対討論の発言を許可します。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

これをもって討論を終了します。

これより、議案第４７号、工事請負契約の締結について　追認（令和８年度　スポーツＤＸソリューション導入委託業務）を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（正垣耕平）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

１１時２０分まで休憩とします。

休憩　午前１１時０１分

再開　午前１１時１７分

○議長（正垣耕平）

再開します。

△日程第６　議案第４８号

○議長（正垣耕平）

日程第６　議案第４８号、財産の取得について　追認（令和４年度　庁舎管理事業電話交換機購入）について質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉本議員。

○９番（吉本和広）

町長と副町長、町の幹部が法を理解していないことで議会にかけずに法を犯したのであり、法に関する研修を行わないと同じ問題がまた起こります。具体的にどのような再発防止を考えているのか、お聞かせください。

それと、職員が研修時間を持てるような勤務になっているのか。職員を増やさないとやっぱり職員が研修を持てないのではないかというのが２つ目の質問です。

３つ目の質問は、議会の議決に関する条例の２条、３条、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分の具体的中身を具体的に示す手引を作成すべきではありませんか。

以上３点。

○議長（正垣耕平）

吉本議員、ただいまの質疑ですが、１番目、２番目、３番目に関して、残りの全ての議案に関する総合的なものやと思って答弁を求めますけれども、これ１つに限ったものではないということですね。

○９番（吉本和広）

そう。でもどこでできるかというたら、どこでもできる。

○議長（正垣耕平）

承知しました。

答弁を求めます。

奥田町長。

○町長（奥田　誠）

吉本議員の質疑にお答えします。

この後の議案につきましても、全体的にあと１４件ございますけれども、この前の全員協議会でも話ししましたが、事前に決裁を経ずにこの手続を進めてしまったことを厳粛に受け止めております。深く反省をしております。今後、二度とこのような事態を生じさせないよう、以下の再発防止策を講じてまいります。

１点目に、決裁時における複数職員によるチェック体制の構築と強化。チェック体制の抜本的な強化に向けて、現在も庁内で急速に協議を進めております。具体的には、予算計上時、また入札手続時及び契約締結時、それぞれの決裁において確認を徹底する仕組みを構築してまいります。

２点目に、地方自治法等に基づく議決事項の再確認と全庁的な周知徹底でございます。本件を含め、重く受け止めております。議決に付すべき契約及び財産の取得、処分の基準について、既に課長会議において改めて認識を共有いたしております。全庁職員に対しましても関係法令や条例に基づく議決事項への理解を深めるための周知を行い、ルー

ルの周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

副町長は特にございませんか。

山本副町長。

○副町長（山本敏章）

今回の件に関係もしまして、本当に地方自治法の解釈上誤りがあった点についてはおわびします。今後におきましても、再度内容の改めについてはチェックをかけていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（正垣耕平）

十河総務課長。

○総務課長（十河貴子）

すみません。吉本議員のご質疑、２つ目、３つ目がございましたので、まず２つ目、研修時間について、人員の確保が必要ではないかというご質疑だったかと思います。

今後も、具体的な日程等は決まってはおりませんが、この件に関しては職員に研修を持ちたいと思っております。取り急ぎ、今の体制でまず研修を入れていきたいと思っております。

３つ目ですが、条例２条、３条の手引の作成という点でございますけれども、こちらも手引の作成ということも含めて検討を実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

起立でお願いします。自席でも起立でお願いいたします。

○９番（吉本和広）

起立でしゃべらなあかんの。

○議長（正垣耕平）

先ほど、すみません、言うのを忘れました。

○９番（吉本和広）

やっぱり手引がないと細かい、さっきからいろんなことで、契約が終わったら自分のものになるとか、１つの値段が少なくて数を数えたらたくさんになるとか、いろんな問題から起こっていますよね、この問題は。ですから、やっぱりその手引をちゃんと作る必要性があるんじゃないかなと思うんですね。

ほんで、質問の当初も委託契約やから５，０００万以上でも大丈夫みたいなことを言

われたと思うし、いろんな工事じゃないとかいうことも何か言われたような気がするんですけれども、やはりこれ、細かい手引を作っておかないと分からなくて、また同じことを行うということにつながると思うんですね。だから、知らなかったことをやっぱり具体的に手引にして、こういうことを知っといてよと、手引を見といてよということがやっぱり必要になるんではないかと思うので、ぜひ作っていただく必要があるんじゃないのかという質問です。

それと、やっぱり職員さんが少ないと、正職員が少ないと負担が大きくなって、目の前のことだけに追われて法律を学んだりそういう時間が取れないので、やはり町長に答えていただきたい。職員を早く増やすということをするべきじゃないですか。そうしないとまたこんな問題が、忙しくて研修ができなくて起こってくるんじゃないんですか。

その辺２点、再質問でお願いします。

○議長（正垣耕平）

すみません。１つ目の今の質疑についてはもう要望みたいな格好で終わったかなと思うんですけれども。

○９番（吉本和広）

より具体的に。

○議長（正垣耕平）

具体的に。２点目ももう本案と少し離れてきました。言うときますね。

奥田町長。

○町長（奥田　誠）

吉本議員の質疑にお答えします。

１問目の質疑につきましては、今後、その手引について研究をしていきたいと思っております。

そしてあと、人員につきましては、令和１０年度までに１４０人という形でやっていきますので、その分はご理解いただきたいと思っております。

○議長（正垣耕平）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４８号、財産の取得について　追認（令和４年度　庁舎管理事業　電話交換機購入）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第７　議案第４９号

○議長（正垣耕平）

次に、日程第７　議案第４９号、財産の取得について　追認（令和５年度　ＬＧＷＡＮファイルサーバ更改の賃貸借）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本議員。

○９番（吉本和広）

これ、随意契約だと思うんですけれども、随意契約の結果や内容は、透明性と公平性を保つために法律や自治体の規定に基づいて原則として公表しなければならないと言われています。義務ではないのかもしれないんですけれども、しかし、公共工事では公共工事の入札契約適正化法により公表が義務づけられていると思います。物品やその他の契約でも各自治体や国の方針で定期的な公表が行われています。上富田町は行っていないと思うんですが、やっぱり行うべきではないのですか。それが質問です。

○議長（正垣耕平）

十河総務課長。

○総務課長（十河貴子）

ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず、現在の本町の状況でございますが、財務規則に随意契約の公表に関する規定はございません。そのため、現在は公表を行っていない状況でございます。

ご指摘の点も含め、関係法令における公表の対象範囲や他自治体の動向などをしっかりと確認いたしまして、本町として必要な措置を速やかに講じてまいりたいと考えてお

ります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（正垣耕平）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４９号、財産の取得について　追認（令和５年度　ＬＧＷＡＮファイルサーバ更改の賃貸借）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第８　議案第５０号

○議長（正垣耕平）

次に、日程第８　議案第５０号、財産の取得について　追認（令和５年度　庁内ネットワーク無線化業務賃貸借）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本議員。

○９番（吉本和広）

全体のことなんで、１か所でどこかで質問させていただこうと思っています。

議会の議決を経ずに行ったことについて、町民への経過とおわび、追認議案の概要を広報とホームページに載せるべきではありませんか。契約年度、件名、金額、契約方法、契約相手方。

以上です。

○議長（正垣耕平）

十河総務課長。

○総務課長（十河貴子）

ただいまのご質疑にお答えいたします。

今回の事案につきまして、公表の方法は、事件判明の経緯から本臨時会の結果までを本日付でまず記者クラブに発表、あと町の公式ホームページにも掲載をいたします。加えて町の広報紙、今からでいいますと１０月号になりますが、そちらのほうにも同じ内容で掲載する予定としてございます。

以上です。

○議長（正垣耕平）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５０号、財産の取得について　追認（令和５年度　庁内ネットワーク無線化業務賃貸借）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第９　議案第５１号

○議長（正垣耕平）

続いて、日程第９　議案第５１号、財産の取得について　追認（令和５年度　ノートパソコン賃貸借）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５１号、財産の取得について　追認（令和５年度　ノートパソコン賃貸借）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１０　議案第５２号

○議長（正垣耕平）

続いて、日程第１０　議案第５２号、財産の取得について　追認（令和７年度　第２号　電算管理事業　基幹系パソコン賃貸借）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５２号、財産の取得について　追認（令和７年度　第２号　電算管理事業　基幹系パソコン賃貸借）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１１　議案第５３号

○議長（正垣耕平）

続いて、日程第１１　議会議案第５３号、財産の取得について　追認（令和７年度第４号　電算管理事業　ネットワーク機器賃貸借）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５３号、財産の取得について　追認（令和７年度　第４号　電算管理事業　ネットワーク機器賃貸借）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１２　議案第５４号

○議長（正垣耕平）

続いて、日程第１２　議案第５４号、財産の取得について　追認（令和７年度　Ｗｉｎｄｏｗｓ１１パソコン賃貸借）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５４号、財産の取得について　追認（令和７年度　Ｗｉｎｄｏｗｓ１１パソコン賃貸借）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１３　議案第５５号

○議長（正垣耕平）

日程第１３　議案第５５号、財産の取得について　追認（令和５年度　スポーツ施設ＬＥＤ化等賃貸借）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本議員。

○９番（吉本和広）

財務規則で、随意契約であっても２者から見積書を取るということになっていますが、これは２者から見積りを取っておられますか。

○議長（正垣耕平）

芝振興課長。

○振興課長（芝　健治）

お答えをいたします。

こちらにつきましては公募型プロポーザルを採用いたしましたので、その中で当然見積書は２者から取っております。価格面でも評価もいたしております。

○議長（正垣耕平）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５５号、財産の取得について　追認（令和５年度　スポーツ施設ＬＥＤ化等賃貸借）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１４　議案第５６号

○議長（正垣耕平）

続いて、日程第１４　議案第５６号、財産の取得について　追認（令和５年度　スポーツ施設ＬＥＤ化等賃貸借の変更）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本議員。

○９番（吉本和広）

分からないんで質疑するんですけれども、変更後のこれについては２者から取らなくてもいい案件になるのか、それとも取らなければならない案件なのか、取らなければならないんだったら取っているのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（正垣耕平）

芝振興課長。

○振興課長（芝　健治）

お答えをいたします。

こちらの変更分につきましては、主にテニスコートの３番コート、４番コートが大きく占めます。そういった中で、１番コート、２番コートを行っている事業者に対して引き続きお願いをするという観点から、この事業者さんにお願いをするということで変更契約をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

それは理解しているんですが、その場合に見積書が必要になることになるのかと、なるような気がするんですけれども、ならないのかと。

○議長（正垣耕平）

芝振興課長。

○振興課長（芝　健治）

お答えをいたします。

第５５号の案件とも関連しますが、この際に公募型プロポーザルとして十分に価格面あるいはこの事業内容、いわゆる省エネ対策とかそういったものを私どもも判断しております。この事業者でもう間違いないだろうということで、引き続きこちらの事業者でお願いをしたというところでございます。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員、３回目です。

○９番（吉本和広）

１、２コートがその業者であって、だから３、４コートもその関係でそうなっているということですよね。それは理解しているんですよ。そのときに、財務規則上の見積書を２者から取らなければならないというのが、財務規則に書かれているじゃないですか、随意契約であってもと。それに当たるんじゃないかなという気がするんですけれども、当たるんだったら取っておるのかということ。

○議長（正垣耕平）

芝振興課長。

○振興課長（芝　健治）

お答えをいたします。

変更契約に関してはそれは当たらないということで整理をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（正垣耕平）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５６号、財産の取得について　追認（令和５年度　スポーツ施設ＬＥＤ化等賃貸借の変更）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１５　議案第５７号

○議長（正垣耕平）

続いて、日程第１５　議案第５７号、財産の取得について　追認（令和６年度　住基ネット機器更改賃貸借）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５７号、財産の取得について　追認（令和６年度　住基ネット機器更改賃貸借）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１６　議案第５８号

○議長（正垣耕平）

日程第１６　議案第５８号、財産の取得について　追認（令和３年度　小学校屋内運動場照明設備賃貸借）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５８号、財産の取得について　追認（令和３年度　小学校屋内運動場照明設備賃貸借）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１７　議案第５９号

○議長（正垣耕平）

続いて、日程第１７　議案第５９号、財産の取得について　追認（令和５年度　上富田中学校校務用パソコン等更新業務賃貸借）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本議員。

○９番（吉本和広）

他社ができないかを調べておられるのかというのと、この契約はずっと続いて、年度が過ぎると自動的にもうこの契約者に延々となっていくのかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども、もう変わらなければ、何か一つ契約するとずっとその契約がされていくということになるんですけれども、ずっとこれからもこの企業しかないということになっていくのか、ちょっとそれをお聞きしたいです。

○議長（正垣耕平）

平岩教育委員会事務局副局長。

○教育委員会事務局副局長（平岩　晃）

吉本議員の質疑にお答えいたします。

まず、中学校の校務用のパソコンの整備につきまして、その業者の選定に当たって契約相手方がそこでないといけないのかという内容だったかと思います。

本件につきましては、契約相手方の履行の可能性及び契約金額の妥当性を確認するために、ネットワークあるいは機器の調達のできる業者４者から見積書を徴取しております。その結果、やはり取扱いできないという辞退もいただいておりまして、残りの２者からは金額の妥当性を判断しておるということがこの契約の内容になっております。

また、今後につきましてになりますけれども、やはりパソコンの購入というものがまたこちらも占めておりますので、この内容につきましてはより詳細な仕様書、またあるいは責任分界、こういったところを整備すれば、物品の購入につきましては競争入札を実施できた可能性がありますので、その検討が十分でなかった点は反省してございますが、そういったところをより詳細にスケジュール感をきちんと整えて今後対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（正垣耕平）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５９号、財産の取得について　追認（令和５年度　上富田中学校校務用パソコン等更新業務賃貸借）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１８　議案第６０号

○議長（正垣耕平）

次に、日程第１８　議案第６０号、財産の取得について　追認（令和６年度　上富田町立小学校校務用パソコン等賃貸借）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第６０号、財産の取得について　追認（令和６年度　上富田町立小学校校務用パソコン等賃貸借）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１９　議案第６１号

○議長（正垣耕平）

次に、日程第１９　議案第６１号、財産の取得について　追認（令和６年度　教科改訂に伴う小学校教科書指導用図書購入）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本議員。

○９番（吉本和広）

この会社しか県に指定されていないのでしょうか。

○議長（正垣耕平）

平岩教育委員会事務局副局長。

○教育委員会事務局副局長（平岩　晃）

吉本議員の質疑にお答えいたします。

先ほど提案理由でも少し述べさせていただきましたが、ちょっと改めてご説明させていただきます。

教科書の供給につきましては、文部科学省との契約に基づく発行者から、都道府県の教科書・一般書籍供給会社、和歌山県内の場合は和歌山県教科書販売株式会社、こちらが集約を行うこととなっております。指定された教科書取扱店が本件の契約相手になりますが、こちらにつきましてはスケジュール的に確実に学校に配付する必要があるということで、取扱店につきましては各町、学校ごとに指定をされておるという現状になります。上富田町におきましては、ほかにも書店はあるんですけれども、こちらの多屋孫書店さんが指定の取扱書店となっておりますので、上富田町の契約相手方がこちらの多屋孫さんになるということになっております。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

ちょっと分からなかった。ほかにも近くで指定されているところはあるということですか。

○議長（正垣耕平）

平岩教育委員会事務局副局長。

○教育委員会事務局副局長（平岩　晃）

そのとおりです。田辺市内においても複数の書店がございますが、和歌山県内に指定されているところは複数箇所あって、それぞれ割り振られている担当の市町村が決まっておるということになります。

○議長（正垣耕平）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第６１号、財産の取得について　追認（令和６年度　教科改訂に伴う小学校教科書指導用図書購入）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

奥田町長。

○町長（奥田　誠）

令和８年第３回上富田町議会臨時会を閉会するに当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提出いたしました議案につきまして、慎重なるご審議の上、いずれもご承認を賜り誠にありがとうございました。

今回の追認議案につきましては、本来であれば法令に基づき適正に行政運営を行うべきところ、このような事態を招きましたことに改めておわびを申し上げます。今後、二度と同様の事態を繰り返すことのないよう、組織を挙げて再発防止策の徹底に全力で取り組んでまいります。議員各位におかれましては、引き続きのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

△閉　　会

○議長（正垣耕平）

お諮りします。

これにて令和８年第３回上富田町議会臨時会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。

これにて令和８年第３回上富田町議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会　午前１１時４８分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長　　正垣　耕平

議事録署名議員　　家根谷　美智子

議事録署名議員　　中井　照恵